

明日から自転車利用できます。 ヘルメットの着用を忘れずに!!

今年は雪が少なく、道路や自転車置き場の雪がすっかり消えています。そこで、春休みから自転車の利用を許可します。許可する条件としては、ヘルメット着用と自転車点検を確実に行うことです。急激な天候の変化で、雪が降ったり路面が凍結したりしている場合、自転車利用はできません。

毎年、地域の方から「2列、3列で広がって通行している。」「一時停止せず道路を横断していた。」など、交通ルールやマナーの悪さを指摘する声が学校に届きます。「自分の命は自分で守る。」ということと、大曲中学校の一員であるという自覚を再確認しながら、安全に登下校するようにしてください。

いよいよ新年度のスタートが近づいています。**交通事故でケガをしたり命を落としたりしない**よう十分気をつけてください。



<交通ルール、必ず守りましょう!!>

①自転車は道路の左側を通行しなければなりません。

②歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行しなければなりません。

「徐行」とは、いつでも停止できる速度のことです。

歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

歩行者に避けさせるような走り方は絶対にダメです。

③二人乗り、並進走行、無灯火、傘さし運転の禁止。

並進走行はドライバーや地域の皆さんから多くの指摘を受けています。ルールを守れない場合は、自転車に乗ることはできません。

④信号に従うこと、標識のあるところでは一時停止すること。

自転車も、乗れば自動車と同様に『車両』という扱いになります。

信号や標識に従って走行しなければいけません。横断歩道のない所を横断してもいけません。



ヘルメット着用のルール

大曲中学校では、平成31年の自転車利用から「ヘルメット着用」が必要になります。それに関わるルール等をお知らせします。

1 ヘルメット着用が必要なのは次のような場合です。

- (1) 自転車で登下校するとき（土日や長期休業中を含む）
- (2) 部活動で自転車を使用するとき（土日や長期休業中を含む）
- (3) 学校の教育活動の一環として自転車を使用するとき（土日や長期休業中を含む）

（例）・あいさつ運動で、自転車で小学校に行く場合
・保育園や幼稚園訪問で自転車を使用する場合
・職場体験で自転車を使用する場合

※ 休日、買い物に出かける場合などのプライベートで自転車を使用する場合は、ヘルメットの着用は義務ではありませんが、安全面からヘルメット着用をおすすめします。

2 ヘルメットの正しい着用の仕方について

- (1) ヘルメット本来の機能を発揮するためには、正しい角度で装着することが大切です。ヘルメットの先端がまゆ毛のすぐ上にくるように角度を合わせ、左右均等にかぶります。
- (2) 自転車搭乗中や万が一の事故の際にヘルメットが外れてしまわないように、あごひものバックルはしっかり締めます。
- (3) あごとあごひもの間に人差し指一本が入るほどのあそびを残します。きつすぎたり緩すぎたりしないように適度に長さを調整します。



3 学校でのヘルメットの置き場について

- (1) 自転車置き場に自転車を止めたら、雨具と同様にヘルメットを自転車の前カゴに入れてください。風などで自転車が倒れてもカゴから落ちないように、前カゴや自転車のフレームにあごひもをかけてください。
- (2) 夜間、自転車を学校においていく場合は、ヘルメットを学年部の先生に預かってもらってください。

4 学校指定のヘルメットについて

- (1) 学校では、市の補助金等の関係もあり、学校指定のヘルメットを推奨しております。今後、購入を希望される場合がありましたら、学校までお知らせください。
- (2) なお、譲り受けたり他店で購入したヘルメットも着用可能です。その場合は、自転車通学用のヘルメットであることと、SGマークなどの安全基準適合表示のあるヘルメットであることが条件です。

